

1. （カードの利用）

普通預金について発行したかぎんキャッシュカード〔法人用〕（以下これを「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。

- （1）当行の現金自動預払機（以下ATMといいます。）を使用して普通預金（以下「預金」といいます。）に預入れをする場合。
- （2）当行および当行がATMの共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という。）のATMを使用して預金を払戻す場合。
- （3）当行のATMを使用して預金を払戻し、現金を引出すことなく他の普通預金、定期預金に振替える場合。
- （4）当行および提携先のうち当行がATMの共同利用による振込業務を提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができるATMを含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- （5）その他当行所定の取引をする場合。

2. （ATMによる預金の預入れ）

- （1）ATMを使用して預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- （2）ATMによる預入れは、ATMの種類により当行所定の種類の紙幣に限ります。
また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. （ATMによる預金の払戻し）

- （1）ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- （2）ATMによる払戻しは、ATMの機種により当行（提携先のATM使用の場合は、その提携先。）が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行（提携先のATM使用の場合は、その提携先。）が定めた金額の範囲内とします。
- （3）1日あたりの払戻限度額は、当行が定めた金額の範囲内とします。
- （4）ATMを使用して預金の払戻しをする場合、払戻請求金額と第5条第1項に規定するATM利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. （振込機による振込）

- （1）振込機による振込は1円単位とし、1日あたりの振込限度額は、当行が定めた金額の範囲内とします。
- （2）振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。
この場合、通帳、払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。
- （3）当行は振込機に入力された事項を依頼内容とします。
- （4）前項に定める依頼内容について、振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- （5）振込金額と第5条の振込手数料、ATM利用手数料との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。
- （6）振込機による振込を依頼した後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他のやむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (ATM利用手数料等)

- (1) 当行および提携先のATMまたは振込機を使用して預金の預入れまたは払戻しをする場合（振込資金の預金口座からの払戻しを含みます。）には、当行および提携先の所定のATM・振込機の利用に関する手数料（以下「ATM利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) ATM利用手数料は、預金の預入れまたは払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。

6. (ATM・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等によりATMによる取扱いができない場合は、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に住所、氏名、電話番号、金額を記入のうえ、カードおよび身分証明書等とともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、この場合の振込手数料は当行所定の窓口ご利用手数料をいただきます。

7. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、ATM利用手数料および振込手数料の通帳記入は、通帳がATMもしくは振込機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。

また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と振込手数料は合計額をもって通帳に記帳します。

8. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合には、直ちに本人から当行所定の方法によって当行に届出てください。この届出を受けたときは直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを紛失した旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに当行所定の方法によって当行に届出てください。
- (3) 氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードを紛失した場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

9. (暗証照合等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。
- (2) 当行は、カードの電磁的記録によって、ATM、振込機、または当行所定のタブレット端末の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しを行います。
また、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由等がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。

10. (ATM・振込機・タブレット端末への誤入力等)

ATM・振込機・当行所定のタブレット端末の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

1 1. (解約、カード利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当行に返却してください。
- (2) 入力された暗証番号が、当行が定めた回数まで連続して相違した場合には使用できなくなります。

1 2. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

1 3. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、振込規定により取扱います。

1 4. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上